

宇部市物品の調達等及び業務委託に係る指名停止措置要領

平成15年11月18日

(趣旨)

第1条 この要領は、市が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ、借入れ及び売払い（以下「物品の調達等」という。）並びに業務委託（工事に係るものを除く。以下同じ。）の契約の適正な執行を確保するため、有資格業者の競争入札等参加停止の措置（以下「指名停止」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第1条の2 この要領において「有資格業者」とは、宇部市財務規則（昭和44年規則第4号）第111条又は第126条の規定に基づき、競争入札参加資格者名簿に登録された者をいう。

2 この要領において「代表役員等」とは、有資格業者である個人又は法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。）をいう。

3 この要領において「一般役員等」とは、有資格業者の役員又はその支店若しくは営業所（常時、物品の調達等又は業務委託の契約を締結する事務所をいう。）を代表する者で前項に掲げるもの以外のものをいう。

4 この要領において「使用人」とは、有資格業者の使用人で前項に掲げる者以外のものをいう。

5 この要領において「公共機関」とは、国の機関、地方公共団体、公社及び公団等をいう。

(指名停止)

第2条 市長は、有資格業者が別表指名停止措置基準（以下「措置基準」という。）の措置要件の一に該当するときは、情状に応じて措置基準に定めるところにより、当該有資格業者に対し指名停止を行うものとする。当該指名停止に係る有資格業者を現に指名しているときは、指名を取り消すものとする。

(指名停止の期間の特例)

第3条 有資格業者が一の事案につき措置基準の措置要件の2以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する指名停止の期間の下限期間（以下「短期」という。）及び上限期間（以下「長期」という。）の最も長いものをもってそれぞれ指名停止の期間の短期及び長期とする。

2 有資格業者が次の各号の一に該当することとなった場合における指名停止の期間の短期は、それぞれ措置基準に定める短期の2倍の期間とする。ただし、当初の指名停止の期間が1か月に満たないときはこの限りでない。

(1) 措置基準の措置要件に係る指名停止の期間中又は当該期間の満了後1年を経過するまでの間に、措置基準の措置要件に該当することとなったとき。

(2) 措置基準第5号から第18号までの措置要件に係る指名停止の期間の満了後3年を経過するまでの間に、措置基準第5号から第18号までの措置要件に該当することとなっ

たとき（前号に掲げる場合を除く。）。

- 3 市長は、有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由があると認めるときは、措置基準並びに第1項及び前項の規定による短期を2分の1の期間（次条の一に該当する場合にあっては、措置基準第8号及び第10号に定める短期を限度とする。）まで短縮することができる。
- 4 市長は、有資格業者が極めて悪質な行為をし、又は極めて重大な結果を生じさせたときは、措置基準及び第1項の規定による長期を2倍まで延長することができる。
- 5 市長は、指名停止の期間中の有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な行為が明らかとなったときは、措置基準及び前各項に定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。
- 6 市長は、指名停止の期間中の有資格業者が、当該事案について責を負わないことが明らかとなったと認めたときは、当該有資格業者について指名停止を解除するものとする。

第3条の2 市長は、第2条の規定により情状に応じて措置基準の措置要件に定めるところにより指名停止を行う際に、有資格業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）違反等の不正行為により次の各号の一に該当することとなった場合（前条第2項の規定に該当することとなった場合を除く。）には、それぞれ当該各号に定める期間を指名停止の期間の短期とするものとする。

- | | |
|---|---|
| (1) 談合情報を得た場合又は談合があると疑うに足りる事実を得た場合で、有資格業者から当該談合を行っていないとの誓約書が提出されたにもかかわらず、当該事案について、措置基準第8号又は第10号に該当したとき。 | それぞれ当該各号に定める短期の2倍の期間（代表役員等及び一般役員等の関与が明らかである場合に限る。）又は1.5倍の期間 |
| (2) 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第3条第4項に基づく各省各庁の長等による調査の結果、入札談合等関与行為があり、又はあったことが明らかとなった場合で、当該関与行為に関し、措置基準第8号又は第9号に該当する有資格業者に悪質な事由があるとき（前号の規定に該当することとなった場合は除く。） | それぞれ当該各号に定める短期に1か月加算した期間 |
| (3) 本市又は他の公共機関の職員が、競売入札妨害（刑法（明治40年法律第45 | それぞれ当該各号に定める短期に1か月加算した期間 |

号)第96条の6第1項。以下同じ。) 又は談合(同条第2項。以下同じ。)の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときで、当該職員の容疑に関し、措置基準第10号又は第11号に該当する有資格業者に悪質な事由があるとき(第1号の規定に該当することとなった場合は除く。)

(指名停止等の通知)

第4条 市長は、指名停止の決定、指名停止の期間の変更又は指名停止の解除をしたときは、当該有資格業者及び関係機関に対して直ちにそれぞれ指名停止について(通知)(様式第1号)、指名停止期間の変更について(通知)(様式第2号)又は指名停止の解除について(通知)(様式第3号)により通知するものとする。ただし、通知する必要がないと認める相当な理由があるときは、通知を省略することができる。

(改善措置の報告)

第5条 市長は、前条の規定により指名停止の通知を行う場合において、当該事案が市の物品の調達等又は業務委託に関するものであるときは、必要に応じて当該有資格業者から改善措置の報告を徴するものとする。

(随意契約の制限)

第6条 市長は、指名停止の期間中の有資格業者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、次に該当すると認めた場合は、あらかじめ市長の承認を受けて随意契約の相手方とすることができる。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第2号、第5号、第6号及び第8号に該当する場合。
- (2) 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第10条第1項第1号、第2号及び第3号に該当する場合。

(下請等の禁止)

第7条 市長は、指名停止の期間中の有資格業者が物品の調達等又は業務委託の全部若しくは一部を下請し、又は受託することを承認しないものとする。

(指名停止に至らない場合の措置)

第8条 市長は、指名停止が行われなかった場合において、必要があると認めるときは、当該有資格業者に対し、書面又は口頭による警告又は注意の喚起を行うことができる。

(指名停止に係る事務処理)

第9条 各課等の長は、措置基準の措置要件に該当する事案が発生した場合は、その状況を契約監理課長に指名停止事案の発生について(報告)(様式第4号)により報告するものとする。

- 2 指名停止は、当該事案を確認した上、契約監理課で処理し、各課等の長に通知するものとする。
- 3 報告に係る事案が指名停止に至らなかった場合、前条に基づいて措置を行うものとする。
(その他)

第10条 この要領に定めのない事項について必要がある場合は、別に市長が定めるものとする。

- 2 市長は、指名停止を行った場合は、指名停止措置の概要（様式第5号）により通知した日の翌日から起算して1年間が経過するまで契約監理課において供覧に供するとともに、市ウェブサイトにより公表するものとする。

附 則

この要領は、平成15年12月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 平成17年3月31日以前に指名停止の措置要件に該当する事由が生じたものについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成19年5月1日から施行する。
- 2 平成19年4月30日以前に指名停止の措置要件に該当する事由が生じたものについては、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成24年5月11日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年5月8日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第2条関係） 指名停止措置基準

措 置 要 件	期 間
<p>(虚偽申請)</p> <p>1 物品の調達等又は業務委託に係る競争入札参加資格審査申請書の提出に当たり、虚偽の記載等があり、契約の相手方とすることが不相当と認められるとき。</p>	<p>処分決定をした日から 1か月以上6か月以内</p>
<p>(粗雑品の納入等)</p> <p>2 物品の納品又は業務の遂行に当たり、故意若しくは過失により粗雑品を納入し、若しくは粗雑に委託の履行をし、又は仕様書に定められた品質、数量若しくは事項に関し不正な行為をしたと認められるとき。</p>	<p>処分決定をした日から 1か月以上6か月以内</p>
<p>(契約違反)</p> <p>3 物品の調達等又は業務委託に関する契約に違反し、契約の相手方として不相当と認められるとき。</p>	<p>処分決定をした日から 2週間以上4か月以内</p>
<p>(損害及び事故)</p> <p>4 物品の調達等又は業務委託に関する契約の履行に当たり、次の各号に該当することとなったとき。</p> <p>(1) 本市と締結した契約の履行に当たり、公衆等に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。</p> <p>(2) 本市と締結した契約の履行に当たり、契約関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。</p>	<p>処分決定をした日から 1か月以上6か月以内</p> <p>処分決定をした日から 2週間以上4か月以内</p>
<p>(贈賄)</p> <p>5 有資格業者である個人若しくは法人の代表者、役員又は有資格業者の使用人が、本市の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕されたとき。</p> <p>6 次に掲げる者が、本市の職員に対して行った贈賄の容疑により公訴を提起されたとき。</p> <p>(1) 代表役員等</p> <p>(2) 一般役員等</p> <p>(3) 使用人</p>	<p>逮捕を知った日から公訴の提起又は公訴を提起しない処分が行われたことを知った日まで</p> <p>公訴の提起があったことを知った日から</p> <p>8か月以上24か月以内</p> <p>6か月以上18か月以内</p> <p>4か月以上12か月以内</p>

措 置 要 件	期 間
<p>7 次に掲げる者が、本市の職員以外の他の公共機関等の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(1) 代表役員等 (2) 一般役員等 (3) 使用人</p>	<p>逮捕又は公訴の提起を知った日から</p> <p>4か月以上9か月以内 2か月以上6か月以内 2か月以上4か月以内</p>
<p>(独占禁止法違反行為)</p> <p>8 市が発注する物品の調達等又は業務委託に関し、独占禁止法第3条、第8条又は第19条に違反する行為があり、契約の相手方とすることが不相当であると認められるとき。</p> <p>9 他の機関が発注する物品の調達等又は業務委託に関し、独占禁止法第3条、第8条又は第19条に違反する行為があり契約の相手方とすることが不相当であると認められるとき。</p>	<p>処分決定をした日から</p> <p>4か月以上24か月以内</p> <p>処分決定をした日から</p> <p>2か月以上24か月以内</p>
<p>(競売入札妨害又は談合)</p> <p>10 市が発注する物品の調達等又は業務委託に関し、代表役員等又は一般役員等（以下「役員等」という。）若しくは使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>11 他の機関が発注する物品の調達等又は業務委託に関し、役員等若しくは使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>6か月以上24か月以内</p> <p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>3か月以上24か月以内</p>

措 置 要 件	期 間
<p>(暴力団排除)</p> <p>1 2 役員等又は有資格業者の経営に事実上参加している者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する団体（以下「暴力団」という。）又は暴力団対策法第2条第6号に規定する者（以下「暴力団員」という。）又は暴力団の構成員ではないが、暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者及び暴力団に資金や武器を供給するなどして、その組織の維持・運営に協力し、若しくは関与する者（以下「暴力団準構成員」という。）であるとき。</p> <p>1 3 役員等が業務に関し、不正に暴力団又は暴力団員及び暴力団準構成員（以下「暴力団関係者」という。）を使用したと認められるとき。</p> <p>1 4 役員等若しくは使用人が、いかなる名義をもってするを問わず、暴力団又は暴力団関係者に対して金銭、物品その他財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。</p> <p>1 5 役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。</p> <p>1 6 役員等が、暴力団又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人、組合等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。</p> <p>1 7 本市と締結した物品の調達等又は業務委託の契約の履行に当たり、暴力団又は暴力団関係者が経営又は運営に実質的に関与していると認められる会社等と知りながら、契約を締結したとき。</p> <p>1 8 本市と締結した物品の調達等又は業務委託の契約の履行に当たり、暴力団又は暴力団関係者が経営又は運営に実質的に関与していると認められる会社等と知りながら、原材料等の購入、機械等の借入れ又は産業廃棄物処理施設の使用をしたとき。</p>	<p>処分決定をした日から 1 2 か月以上 2 4 か月以内</p> <p>処分決定をした日から 6 か月以上 2 4 か月以内</p> <p>処分決定をした日から 4 か月以上 1 2 か月以内</p> <p>処分決定をした日から 4 か月以上 1 2 か月以内</p> <p>処分決定をした日から 4 か月以上 1 2 か月以内</p> <p>処分決定をした日から 4 か月以上 1 2 か月以内</p>

措 置 要 件	期 間
<p>(契約締結拒否)</p> <p>19 市が発注する物品の調達等又は業務委託において、落札（随意契約を含む。）したにも関わらず、正当な理由なく契約を締結しなかったとき。</p>	<p>処分決定をした日から 3か月以上9か月以内</p>
<p>(不正又は不誠実な行為)</p> <p>20 前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>処分決定をした日から 1か月以上9か月以内</p>
<p>(私的行為による法令違反)</p> <p>21 前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁固以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁固以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>処分決定をした日から 1か月以上9か月以内</p>